

平成25年11月10日

各所属団体
会員各位

(公財) 新潟県スキー連盟
教育本部長 栗林繁幸

資格救済措置について

初冬の候、シーズンを間じかに控え益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素よりスノースポーツの普及振興と県連行事にご尽力いただき深く敬意を申し上げます。

さて、標記の件について平成24年度よりご案内致しておりますが、今年度で終了となります。

過去に諸事情により資格をなくされ復帰を希望される方は、再登録申請書を提出し、今年度の研修会、クリニックに出席するようお勧めいたします。県連主管の研修会・クリニックは3月のみとなりました。

尚、資格を救済するに当たり、正規会員より異議申し立てがあり、県連教育本部理事会に諮り手数料として10,000円徴収することになりましたのでご了承ください。(他県連の行事に参加された方は、県連教育本部で行事修了と10,000円を納入が確認されてから手続きを行います。)

資格停止中の該当者は、研修会、クリニックに参加すれば翌年度から正規に戻りますので規約・規程を熟読し、それぞれの指導・検定活動に活躍されることを願います。

記

1. 資格再登録の該当要件

次の3項目すべてに該当する方は再登録ができます。

- ① 当該年度のSAJ会員登録を完了している者
- ② 資格を取得した証明ができる者(公認資格証等の写しを添付)
- ③ 加盟団体長が再登録を認めた者

2. 再登録(資格登録)が有効となる条件

実施期間内に、指導者資格については、それぞれの資格に義務付けられている研修会に、検定員資格については、クリニックに参加し、正規の活動ができるのは翌年度からになります。

3. 再登該当者

- ① スキー指導員・準指導員
- ② スキー功労指導員・功労準指導員
- ③ スノーボード指導員・準指導員
- ④ スキーパトロール・功労パトロール・ドクターパトロール
- ⑤ 公認スキー検定員(名誉・A級・B級・C級)
- ⑥ クロスカントリー指導員・準指導員
- ⑦ クロスカントリー検定員